

千葉県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第115条の2第1項、及び第115条の45の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、及び指定事業者の指定をしたので、同法第78条、第115条の10、並びに千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年6月15日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 E-TEC	訪問看護ステーションれんげの花	千葉県若葉区殿台町 80-1 TONO オフィス 105 号室	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 6月1日
株式会社エルダートイメント・ジャパン	訪問看護ステーション Tida 美浜	千葉県美浜区真砂 5-10-4 真砂ハイツ 102 号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 6月1日
株式会社エルダートイメント・ジャパン	リハビリスタジオオていーだ桜木	千葉県若葉区若松町 2136-1	通所介護 通所介護相当サービス	令和5年 6月1日